

くまもとの木を活かす木造建築物等推進事業実施要領

(目的)

第1条 木造建築物や事業所などの不特定多数の者が訪れる建物の施工、地域の特徴を活かした景観づくり及び木製塀の設置に熊本県産の木材（以下「県産木材」という。）や熊本県産の緑化木（以下「県産緑化木」という。）を積極的に活用し、身近に触れることで、県民に県産木材及び県産緑化木（以下「県産資材」という。）の良さを周知啓発し、もって木材の需要拡大を図ることを目的として、「くまもとの木を活かす建築物等推進事業」（以下「本事業」という。）を実施する。

(事業の実施)

第2条 本事業の実施については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領により定めるものとする。

(事業内容等)

第3条 本事業の事業内容、採択要件等は、別表1のとおりとする。

(定義)

第4条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 県産木材とは、県内で生産された素材（スギ、ヒノキ、マツ等の針葉樹及びシイ、カシ、クス等の広葉樹）を県内の製材所が加工した木材製品とする。

なお、県内で生産された素材を県外で集成加工等したものについては、県内で使用する場合に限り、県産木材とみなす。ただし、提供する県産木材は別表2の規格のとおりとする。

(2) 県産緑化木とは、県内の生産者が県内の圃場で育成した緑化木とする。

(3) 木製塀とは、県産木材を使用した塀とする。

(補助対象経費)

第5条 要項別表の補助対象経費は、別表1の1(3)、2(3)及び3(3)のとおりとする。

(希望者の募集)

第6条 一般社団法人熊本県木材協会連合会（以下「県木連」という。）は、県産資材の提供及び補助金の交付を希望する者（以下「希望者」という。）の募集を行うとともに、希望者から必要事項を記載した申請書を徴するものとする。

(県産資材の提供を受ける者の決定)

第7条 県木連は、戸建て木造住宅の新築又は増改築を施工する工務店等への県産資材提供希望者のうち、別表1の1(6)①～③の採択要件の全てを満たす工務店等（県内に事業所を置く者に限る。）を県産資材を提供する者として決定する。ただし、条件を満たす希望者が多数の場合は抽選により決定するものとする。また、事業所などの不特定多数の者が訪れる建物の新築又は増改築を施工する工務店等への県産材の提供は、県木連内に設置する選定委員会で決定することとする。

(補助金の交付を受ける者の決定)

第8条 県木連は、補助金交付希望者のうち、顔の見える木材での家づくり事業は別表1

の 1 (6) ④の採択要件の全てを満たす工務店等へ、木を活かした景観づくり事業は別表 1 の 2 (4)、木製塀普及促進モデル事業は別表 1 の 3 (4) の採択要件の全てを満たす団体への補助金交付について、県木連内に設置する選定委員会で決定することとする。

(県産資材の検査)

第 9 条 県木連及び熊本県樹芸農業協同組合（以下「樹芸農協」という。）は、本事業で提供する県産資材について、別表 2 に定める規格の検査を行うものとする。

(補助金交付申請)

第 10 条 要項第 6 条第 2 項第 1 号の事業計画書の様式は、別記第 1 号様式によるものとする。

(補助事業等の内容等の変更)

第 11 条 要項第 8 条第 2 項の事業変更計画書の様式は、別記第 1 号様式によるものとする。

(事業の完了)

第 12 条 県木連及び樹芸農協は、事業が完了したときは、速やかに事業完了届（別記第 2 号様式）を知事に提出するものとする。

(確認検査)

第 13 条 知事は、前条の完了届の提出があったときは、検査員に本事業の適否についての確認検査をさせるものとする。

2 検査員は、関係書類等の検査を行い、確認検査調書（別記第 3 号様式）を添えて復命しなければならない。

(実績報告)

第 14 条 要項第 13 条第 2 項第 1 号の事業実績書は、別記第 4 号様式によるものとする。

(事業の推進)

第 15 条 県木連及び樹芸農協は、県及び関係団体等と連携を図り、事業の円滑な推進に努めるものとする。

(雑 則)

第 16 条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要領は、平成 31 年 4 月 11 日から施行する。

2 次に掲げる要領は、廃止する。

(1) くまもと県産木造住宅づくり復興推進事業実施要領（平成 29 年 4 月 3 日施行）

(2) くまもとの木の空間づくり支援事業実施要領（平成 30 年 5 月 8 日施行）

(3) 木を活かした景観づくり支援事業実施要領（平成 27 年 4 月 30 日施行）

附 則

この要領は、令和 2 年 8 月 7 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 6 月 11 日から施行する。

附 則
この要領は、令和３年７月７日から施行する。

附 則
この要領は、令和６年７月８日から施行する。

附 則
この要領は、令和７年６月２６日から施行する。

別表1（第3条関係）

1 県産資材提供事業	(1) 事業内容 ①県産資材提供事業 木造住宅の新築又は増改築を施工する工務店等並びに事業所などの不特定多数の者が訪れる建物の新築又は増改築を施工する工務店等に県産木材及び県産緑化木を無償で提供する。 ②顔の見える木材での家づくり事業 ①の木造住宅の新築又は増改築を施工する工務店等のうち、県産木材の良さを感じてもらうための効果の高い産地等見学会（以下「効果の高い産地等見学会」という。）を実施する場合に補助を行う。もしくは、県木連が、当該補助を行う場合における当該補助に要する経費に対して補助を行う。 (2) 効果の高い産地等見学会を実施する工務店等への補助上限額 一工務店等あたり50万円を上限とする (3) 補助対象経費 ① 県産資材提供事業 県木連が実施する住宅の新築等を行う工務店等に対して、県産資材を無償提供することに要する事業経費及び次に掲げる事務費 ア 賃金 イ 旅費 ウ 役務費（通信運搬費等） エ 使用料（会場借上料等） オ 需用費（消耗品費、印刷費等） ② 顔の見える木材での家づくり事業 ア 効果の高い産地等見学会を実施する工務店等への補助対象経費 補助対象となる経費は次のとおり (ア) 賃金、報償費 (イ) 旅費 (ウ) 役務費（通信運搬費等）
------------	---

(エ) 使用料 (車両、会場借上料等)

(オ) 需用費 (消耗品費、印刷費等)

ただし、(ア)、(イ) については、実施する工務店等以外に支払う経費を対象とする。

イ 県木連への補助対象経費

県木連が効果の高い産地等見学会を実施する工務店等への補助を行う事業費及び次に掲げる事務費

(ア) 賃金

(イ) 旅費

(ウ) 役務費 (通信運搬費等)

(エ) 使用料 (会場借上料等)

(オ) 需用費 (消耗品費、印刷費等)

(4) 提供する県産資材

本事業により提供する県産資材の種類は次のとおりとする

①木造住宅の新築又は増改築を施工する工務店等

ア スギ柱材

イ スギ梁・桁材

ウ スギ・ヒノキ内装材

エ スギ・ヒノキ複合構造用合板

オ 県産緑化木 (中・高木類、低木類、生垣類)

②事業所などの不特定多数の者が訪れる建物の新築又は増改築を施工する工務店等

ア スギ柱材

イ スギ梁・桁材

ウ スギ・ヒノキ内装材

エ スギ・ヒノキ複合構造用合板

(5) 提供する県産資材の数量

①木造住宅の新築を施工する工務店等

ア 県産木材 希望者が実際に使用する数量。ただし、一棟あたり 18 万 9 千円相当を上限とする。

また、くまもと型伝統構法を用いた住宅（以下「伝統構法住宅」という。）は、一棟あたり25万2千円相当を上限とする。

イ 県産緑化木 希望者が実際に使用する数量。ただし、1万2千円（伝統構法住宅は2万円）を上限とする本数。

②木造住宅の増改築を施工する工務店等

ア 県産木材 希望者が実際に使用する数量の1/2。ただし、一棟あたり18万9千円相当を上限とする。

イ 県産緑化木 希望者が実際に使用する数量。ただし、1万2千円を上限とする本数。

③事業所などの不特定多数の者が訪れる建物の新築を施工する工務店等

県産木材 希望者が実際に使用する数量。ただし、一棟あたり56万7千円相当を上限とする

④事業所などの不特定多数の者が訪れる建物の増改築を施工する工務店等

県産木材 希望者が実際に使用する数量の1/2。ただし、一棟あたり56万7千円相当を上限とする

	①県産木材	②県産緑化木
①木造住宅新築	実際に使用する数量：18万9千円相当上限 (伝統構法住宅は25万2千円上限)	1万2千円相当上限 (伝統構法住宅は2万円相当上限)
②木造住宅増改築	実際に使用する数量の1/2：18万9千円相当上限	1万2千円相当上限
③事業所新築	実際に使用する数量：56万7千円相当上限	
④事業所増改築	実際に使用する数量の1/2：56万7千円相当上限	

(6) 採択要件

①木造住宅の新築を施工する工務店等

ア 一般住宅については、別表3に定める構造材のうち県産木材を50パーセント以上、伝統構法住宅の構造材（柱、梁及び足固め材）は、県産木材を100パーセント使用すること

イ 提供された県産木材の一部を竣工後目に見える形で施工すること

ウ 当該住宅に居住する施主と工事請負契約を締結しており、かつ、本事業への申請及び事業実施を証する提供木製プレートの掲示について了承を得ていること

エ 県から提供された県産資材を事業実施年度内に活用すること

	オ 県が実施する広報用写真撮影、提供された県産資材を使用した住宅の構造・完成見学会等、展示PRの場として協力するとともに、完成後のアンケートに応じること カ 提供された県産資材を使用した住宅を活用し、木造住宅の良さや県産資材活用の意義の周知啓発に努めること ②木造住宅の増改築を施工する工務店等 ア 建築に使用する木材のうち、県産木材を50パーセント以上使用すること イ 提供された県産木材の一部を竣工後目に見える形で施工すること ウ 当該住宅に居住する施主と工事請負契約を締結しており、かつ、本事業への申請及び事業実施を証する提供木製プレートの掲示について了承を得ていること エ 県から提供された県産資材を事業実施年度内に活用すること オ 県が実施する広報用写真撮影、提供された県産資材を使用した住宅の構造・完成見学会等、展示PRの場として協力するとともに、完成後のアンケートに応じること カ 提供された県産資材を使用した住宅を活用し、木造住宅の良さや県産資材活用の意義の周知啓発に努めること ③事業所などの不特定多数の者が訪れる建物の新築又は増改築を施工する工務店等 ア 建築に使用する木材のうち、県産木材を50パーセント以上使用すること イ 提供された県産木材の一部を竣工後目に見える形で施工すること ウ 県内に建築する建物であり、居住とは別棟であること エ 施主と工事請負契約を締結しており、かつ、本事業への申請及び事業実施を証する提供木製プレートの掲示について了承を得ていること オ 県から提供された県産資材を事業実施年度内に活用すること カ 県が実施する広報用写真撮影、提供された県産資材を使用した建物の構造・完成見学会等、展示PRの場として協力するとともに、完成後のアンケートに応じること キ 提供された県産資材を使用した建物を活用し、木造建築の良さや県産資材活用の意義の周知啓発に努めること ④効果の高い産地等見学会を実施する工務店等 ア (6) ①～②のいずれかに該当すること イ 施主等を、次のうち、効果の高い2以上の場所又は事業所等を案内する産地等見学会実施を企画していること (ア) 県内の産地 (イ) 県内の木材流通業者
--	---

	(ウ) 県内の製材加工所 (エ) その他県産木材の良さを感ぜてもらふための取り組みを行っている場所又は事業所等 ウ 施主等に、森林環境譲与税を活用した事業であることを資料等で紹介し、広報用写真撮影等県が行う県産木材のPRに協力すること エ 実施した産地等見学会を活用し、県産木造住宅の良さや県産資材活用の意義の周知啓発に努めること
2 木を活かした景観づくり事業	(1) 事業内容 県内の地域協議会、農商工関係団体等の地域の特色を活かした一定の広がりのある統一景観（町並み、自然、歴史及び文化的空間）の形成を行う公共性の高い団体（以下「公共性の高い団体」という。）が、多くの県民等が利用する公共的空間（商店街、観光地など）に県産木材を使用した建築物、案内板、標識、外構施設、休憩施設等の新設又は補修（県産木材を使った補修に限る。）を行う場合に補助を行う。もしくは、県木連が、当該補助を行う場合における当該補助に要する経費に対して補助を行う。 (2) 公共性の高い団体への補助上限額 一団体あたり100万円を上限とする (3) 補助対象経費 ①公共性の高い団体への補助対象経費 補助対象となる経費は次のとおり ア 材料費：木材代、金物等の木工に必要な材料代等とする。 イ 加工費：木材の加工代、防腐防蟻処理代等とする。 ウ 施工費：施工にかかる工事請負費、運搬費等とする。ただし、補修の場合の既存施設等の撤去等は除く。 ②県木連への補助対象経費 補助対象となる経費は次のとおり ア 賃金 イ 旅費 ウ 役務費（通信運搬費等） エ 使用料（会場借上料等） オ 需用費（消耗品費、印刷費等）

	(4) 公共性の高い団体への採択要件 次の要件を全て満たすものとする ア 景観形成の構想及び方針 実施地域における一定の広がりのある統一景観（町並み、自然、歴史及び文化的空間）の形成に係るビジョンが確立していること イ 対象となる施設 県産木材を主に使用した建築物、案内板、標識、外構施設、休憩施設等（以下「施設等」という。）の新設又は補修を行うもののうち、PR効果が高い施設等であること ウ 施設等の設置場所 県内における、多くの県民等が利用又は目に触れる公共的空間（商店街、観光地など）に設置すること エ 施設の管理体制 完成した施設等の管理、活用に関する体制ができていること ただし、対象となる施設等が地方公共団体に帰属することや地方公共団体が施設等の管理を行うことは認められない オ 県産木材のPR等への協力 完成した施設等に、県産木材を使用し、森林環境譲与税を活用した施設であることを看板、プレート等に表示するとともに、広報用写真撮影、パンフレットの設置等県が行う県産木材のPRに協力すること カ その他 施設等の設置又は補修を事業年度内に確実に完了すること
3 木製塀普及促進モデル事業	(1) 事業内容 県内の地域協議会、農商工関係団体等の公共性の高い団体や県内の幼稚園・保育園等（市町村立のものを除く）（以下「公共性の高い団体等」という。）が、多くの県民等が利用する公共的空間（物産館、観光地、園舎及び園庭など）に県産木材を使用し、木製塀を設置する場合に補助を行う。もしくは、県木連が、当該補助を行う場合における当該補助に要する経費に対して補助を行う。 (2) 公共性の高い団体等への補助上限額 一団体あたり150万円（1mあたり5万円）を上限とする (3) 補助対象経費

	①公共性の高い団体等への補助対象経費 補助対象となる経費は次のとおり ア 材料費：木材代、金物等の木工に必要な材料代等とする。 イ 加工費：木材の加工代、防腐防蟻処理代等とする。 ウ 施工費：施工にかかる工事請負費、運搬費等とする。ただし、既存施設等の撤去等は除く。 ②県木連への補助対象経費 補助対象となる経費は次のとおり ア 賃金 イ 旅費 ウ 役務費（通信運搬費等） エ 使用料（会場借上料等） オ 需用費（消耗品費、印刷費等） (4) 公共性の高い団体等への採択要件 次の要件を全て満たすものとする ア 対象となる施設 県産木材を使用した木製塀であり、基礎を施工するなどして屋外に固定され、容易に持ち運びができない施設であること イ 木材の使用量 県産木材については、設置する木製塀の延長1 mあたり概ね0.04 m³以上使用すること ウ 使用する木材の耐久性 使用する県産木材は、防腐・防蟻等の処理を施した木材であること エ 施設の管理体制 完成した木製塀の点検・補修など維持管理に関する体制ができていること オ 県産木材のPR等への協力 完成した木製塀に県産木材を使用し、森林環境譲与税を活用した施設であることを看板、プレート等に表示するとともに、広報用写真撮影等県が行う県産木材のPRに協力すること カ その他 木製塀の設置を事業年度内に確実に完了すること
--	---

	国からの補助など本事業以外の助成を受けていないこと
--	---------------------------

別表 2 (第 4 条関係)

「くまもとの木を活かす木造建築物推進事業」で提供する県産資材の規格

① 構造材 (スギ柱材、スギ梁・桁材)

製材の日本農林規格 (制定：平成 19 年 8 月 29 日農林水産省告示第 1083 号、最終改正：平成 25 年 6 月 12 日農林水産省告示第 1920 号) の目視等級区分に定める、甲種 (構造用Ⅱ) 及び乙種構造材に乾燥処理を施した仕上げ材とする。

なお、以下に掲げる基準のほか、表示事項、表示の方法等については同規格の規定を適用する。

区 分		基 準	
		柱 材	梁・桁材
寸 法		木口断面は 105×105 mm、120×120 mm、135×135 mmとし、材長は 3.0mを標準とする。	小口断面は短辺 105、120 mm、長辺 210、240、270 mm、材長は 3、4mを標準とする。
表示された寸法と測定した寸法との差		木口の短辺及び木口の長辺（75 mm以上） 材 長 + 1.5 mm ～－ 0 mm 	

②－１ 内装材（スギ・ヒノキ壁材）

区 分			基 準	備 考
含水率			1 5 %以下	製材の日本農林規格 （造作用製材の基準： 並）と同等
寸法			木口の短辺及び長辺 （75 mm未満）+ 1.0 mm ～－ 0 mm （75 mm以上）+ 1.5 mm ～－ 0 mm	
表示された寸法と測定した寸法との差			材 長 － 0 mm ただし、S D 1 5 と表示するものにあ っては、木口の短辺及び木口の長辺の項 中「－ 0」とあるのは、「－ 0.5」と読 み替えるものとする。	
節			並 （長径が木口の長辺の 7 0 %以下であ ること）	
丸 身			ないこと。	
腐朽、虫穴及び髓心			軽微であること。	
割れ	貫通 割れ	木口	木口の長辺の寸法以下であること。	
		材面	ないこと。	
	材面の短小割 れ		割れの長さの合計が材長の 5 %以下で あること。	
曲がり			1.0 %以下であること。	
そり（幅ぞりを含む。）又は ねじれ			顕著でないこと。	
欠け、きず、穴、入り皮及び やにつぼ			軽微であること。	
変色、あて、かびその他の欠 点			顕著でないこと。	

②ー２ 内装材（スギ・ヒノキ床材）

区 分		基 準	備 考
材面（側面及び木口面を除く）の品質	節	（１）根太張用と表示しようとするものにあつては、長径が４０mm（抜けるおそれのない死節にあつては２０mm、抜け節、腐れ節又は抜けやすい節であつて、透き間がなく、脱落又は陥没のおそれがないように補修したものについては２５mm）以下であり、材長２m又は２m未満の端数につき６個以下であること。ただし、長径が３mm以下の生き節の数は算入しない。 （２）直張用と表示しようとするものにあつては、長径が４０mm（抜け節、腐れ節又は抜けやすい節であつて、透き間がなく、脱落又は陥没のおそれがないように補修したものについては３０mm）以下であること。	フローリングの日本農林規格（制定：昭和４９年１１月１３日農林水産省告示第１０７３号、最終改正：平成２５年１１月２８日農林水産省告示第２９０３号）（単層フローリングボードと同等
	入り皮、やにつば及びやにすじ	入り皮、やにつば又はやにすじの幅が、３mmを越えるものにあつては長さ３０mm以下、３mm以下のものにあつては長さ６０mm以下であること。	
	腐れ及びぜい心	ないこと。	
	変色	樹種固有の色沢に大きな変化がなく、みにくくない程度のもの又は色沢の変化が局部的で、美観を損なわない程度のものであること。	
	丸身	ないこと。	
	割れ	（１）表面に塗装仕上げを施していないものの干割れ（サンダー等で容易に除去できる程度の割れをいう。以下同じ。）にあつては、目立たないものであること。 （２）その他のものにあつては、ないこと。	
	虫穴	長径が２mm以下であり、材長０．５m又は０．５m未満の端数につき１個以下であること。	
	木理の不整	なわ目、目切れ、及び繊維の交錯の程度が軽いこと	
	逆目ぼれ	（１）表面に塗装仕上げを施したものにあつては、ないこと。 （２）その他のものにあつては、ほれなどの程度が深くないもので、サンダー等で容易に除去できる程度のものであること。	
	削り残し	ないこと。	
	加工仕上げ及び塗装仕上げ	（１）表面に塗装仕上げを施したものにあつては、平滑、かつ、均一に仕上げられた状態であること。 （２）その他のものにあつては、かんな焼け、かんなまくら、刃こぼれあと等が目立たないこと。	
	縦継ぎ部の透き間及び数（縦継ぎしたものに限る。）	透き間が０．３mm以下であり、材長０．５m又は０．５m未満の端数につき１個以下であること。	
その他の欠点	軽微であること。		

その他の品質	側面及び木口面の仕上げ	四隅が直角に切断されており、逆目ぼれ、ほれ、毛羽立ち等が施工に支障のないこと。
	側面加工	(1) 根太張の用に供するものについては、さねはぎ加工を施したものであること。 (2) (1) 以外のものについては、あいじゃくり加工等を施したものであること。
	雄ぎねの欠け	(1) 根太張の用に供するものについては、雄ぎねの厚さの中心線上において幅方向に1mm以上欠けている部分（局所的な欠けで集材しないものにあつては、長さが25mm以下の部分を除く。）の長さの合計が雄ぎねの長さの40%以下であること。 (2) その他のものにあつては、利用上支障のないこと。
	曲がり、反り及びねじれ	利用上支障のないこと。ただし、曲がりについては、その矢高がフローリングの長さ60mm当たり、根太張の用に供するものについては1mm以下、直張の用に供するものについては0.3mm以下であること。
	段違い	表面仕上げをしたものにあつては0.3mm以下、その他のものにあつては0.5mm以下であること。
	含水率	15%以下であること。
	寸法	表示された寸法と測定した寸法との差が、次の数値以下であること。 (厚さ) $\pm 0.3\text{mm}$ (幅) $\pm 0.5\text{mm}$ (材長) +制限しない -0mm

③スギ・ヒノキ複合構造用合板

合板の日本農林規格（制定：平成15年2月27日農林水産省告示第233号、最終改正：平成26年2月25日農林水産省告示第303号）に定める、下記規格の構造用合板とする。

なお、以下に掲げる基準のほか、表示事項、表示の方法等については同規格の規定を適用する。

規格等 (単位：mm)	厚み	幅	長さ	種類	ホルムアルデヒド
	28	910	1820	1類	F☆☆☆☆
	24	910	1820	1類	F☆☆☆☆

④緑化木

区 分	規格（樹高）	基準
中木・高木類 低木類 生垣類	H2.0～3.0m H0.2～0.5m H1.0～1.5m	病気や傷が顕著でないこと

別表3（第4条関係）

この事業における木造住宅の構造耐力上主要な部分に使用する製材のうち、次の部材に使用するものを「構造材」とする。

1 軸組工法

- (1) 土台
- (2) 大引
- (3) 管柱
- (4) 通し柱
- (5) 梁、桁、胴差し
- (6) 棟木、母屋

2 桝組壁工法又は木質プレハブ工法

- (1) 土台
- (2) 壁の上桝
- (3) 壁のたて桝
- (4) 壁の下桝
- (5) 構造用合板

*定義

- ・桝組壁工法とは、木材を使用した桝組に構造用合板その他これに類するものを打ち付けることにより、壁及び床板を設ける工法をいう。
- ・木質プレハブ工法とは、木材を使用した桝組に構造用合板その他これに類するものをあらかじめ工場で接着することにより、壁及び床板を設ける工法をいう。

別記第1号様式（第10条、第11条関係）

年度くまもとの木を活かす木造建築物等推進事業（変更）計画書

1 事業の目的

2 事業概要

（単位：円）

事業区分	事業量	事業費	事業実施期間	事業募集期間

3 事業費内訳表

（単位：円）

事業費 A (B + C)	補助対象経費 B (a + b + c)	左の財源内訳				補助対象外 経 費 C
		県補助金		実施主体 b	その他 c	
		a				
		補助事業に 要する経費	団体等への 補助金			

消費税等の課税方式	一般課税 ・ 簡易課税 ・ 免除	←いずれかに○をしてください。
消費税等の課税方式が「一般課税」の場合の事業費に占める消費税額		円

※計画書提出後、消費税等の課税方式が変更になった場合には、その旨を届出すること。

別記第2号様式（第12条関係）

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

事業主体の長

年度くまもとの木を活かす木造建築物等推進事業完了届

このことについて、下記のとおり事業を完了しましたので、くまもとの木を活かす木造建築物等推進事業実施要領第12条の規定により報告します。

記

事業内容	交 付 決 定		完 了 年月日	事業費 (円)	う ち 県補助金	摘 要
	年月日	番 号				

確認検査調書

事業名	
実施主体	
事業費（円） （うち県補助金）	
事業実施期間	
検査年月日	
立会人	

上記事業について、関係書類の検査を行ったところ、関係規則等に照らし適正と認められます。

熊本県知事 様

＜和暦＞年（＜西暦＞年） 月 日

検査員 職 氏名

別記第4号様式（第14条関係）

年度くまもとの木を活かす木造建築物等推進事業実績書

1 事業実施の成果

2 事業内容

(1) ①県産資材提供事業

実 施 主 体	
所 在 地	
希 望 者 数	
提 供 者 数	
県産資材の 規格及び数量	

① 事業内容の付表として提供者ごとに住所、氏名及び提供した県産資材の数量、寸法、材積等が確認できる表を添付すること。また、希望者のうち抽選により提供できなかった者がある場合は、住所、氏名等を記載した表を添付すること。

② 完成した施設等のうち、県の広報用として活用できる代表的な施設の写真を添付すること。

(1) ②顔の見える木材での家づくり事業・(2) 木を活かした景観づくり事業・(3) 木製塀普及促進モデル事業

補助事業者・実施主体		
所 在 地		
① ②顔の見える木材での家づくり事業	希望者数	
	補助金交付団体数	
	補助金の 交付先及び金額	
③ 木を活かした景観づくり事業	希望者数	
	補助金交付団体数	
	補助金の 交付先及び金額	

③ 木製塀普及促進モデル事業	希望者数	
	補助金交付団体数	
	補助金の 交付先及び金額	

- ① (1)②、(2)及び(3)については、事業内容の付表として補助金交付団体ごとに住所、団体名、補助金額及び施設等名が確認できる表を添付すること。
- ② (1)②の実施した産地等見学会のうち、県の広報用として活用できる代表的な実施状況の写真を添付すること。
- ③ (2)及び(3)の完成した施設等のうち、県の広報用として活用できる代表的な施設の写真を添付すること。

3 事業費

(単位:円)

事業費 A (B + C)	補助対象経費 B (a + b + c)	左の財源内訳				補助対象外 経 費 C
		県補助金 a		実施主体 b	その他 c	
		補助事業に 要する経費	団体等への 補助金			

- ① 上記2の(1)②、(2)及び(3)については、事業費の付表として、上記2の添付資料のほか、事務費が確認できる表を添付すること。

消費税等の課税方式	一般課税 ・ 簡易課税 ・ 免除	←いずれかに○をしてください。
消費税等の課税方式が「一般課税」の場合の事業費に占める消費税額		円

※ 計画書提出後、消費税等の課税方式が変更になった場合には、その旨を届出した資料を添付すること。